

木城町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

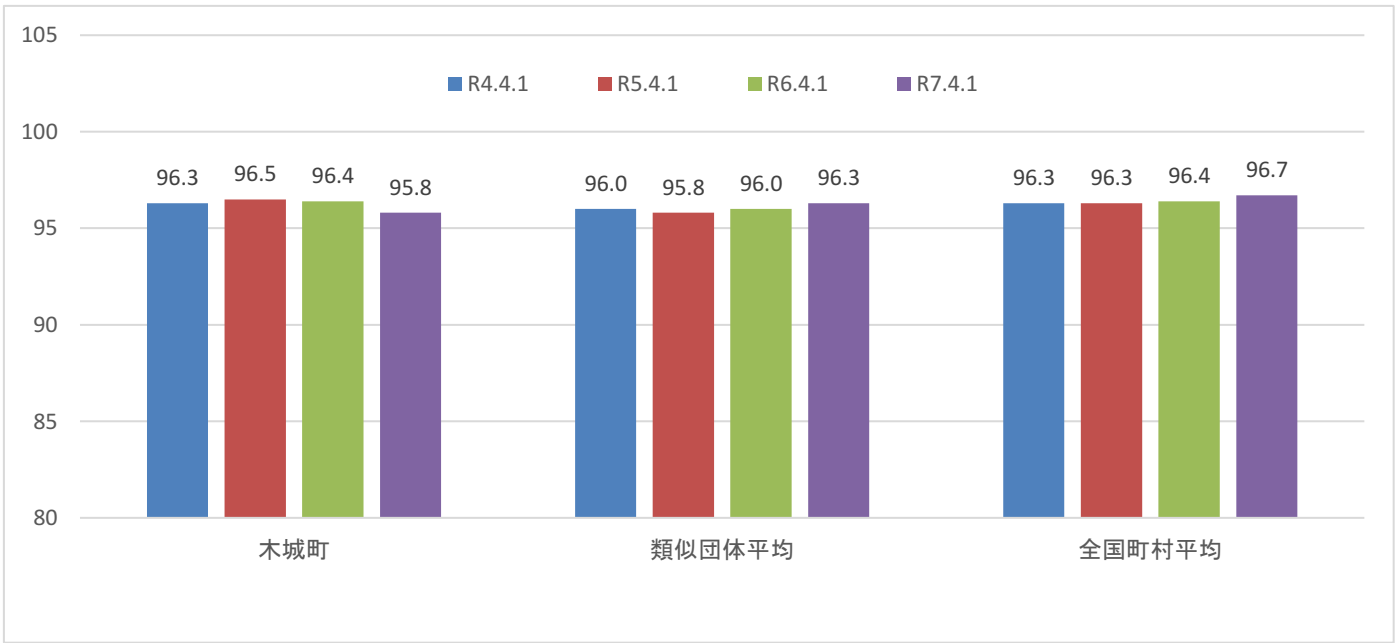
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 4,708	千円 5,211,101	千円 671,405	千円 923,082	% 17.7	% 16.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 6年度	人 82	千円 305,164	千円 38,052	千円 126,390	千円 469,606	千円 5,727	千円 5,732

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 （）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。⇒本町は該当なし。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給率）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし。

(4) 給与改定の状況

人事委員会未設置のため記入不要

①月例給						(参考) 国の改定率
区分	人事委員会の勧告				給与改定率	
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	月	月	月 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）						(参考) 国の年間 支給月数
区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給与表の見直し

☒ 実施 ☐ 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））
(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施した。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）
地域手当について、本町は該当なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施した。（平成27年4月1日実施）

(6) 特記事項

なし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
木城町	41.6 歳	323,200 円	361,700 円	341,628 円
宮崎県	42.2 歳	320,500 円	388,111 円	344,893 円
国	41.9 歳	332,237 円	— 円	414,480 円
類似団体 I-0	41.3 歳	312,088 円	356,051 円	342,249 円

②技能労務職

②技能労務職		該当職なし。		公務員			民 間			参考 A／B
区分		平均年齢	職員数	平均 給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
木城町		—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他		—	—	—	—	—	—	—	—	—

区分		参考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員 (C)	民間 (D)	C／D
木城町		—	—	—
その他		—	—	—

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		木城町	宮崎県	国
一般行政職	大 学 卒	213,600 円	220,000 円	220,000 円
	高 校 卒	188,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	276,900 円	351,300 円	279,600 円	390,800 円
	高 校 卒	253,200 円	314,300 円	360,000 円	373,000 円
技能労務職	高 校 卒	— 円	— 円	— 円	— 円
	中 学 卒	— 円	— 円	— 円	— 円

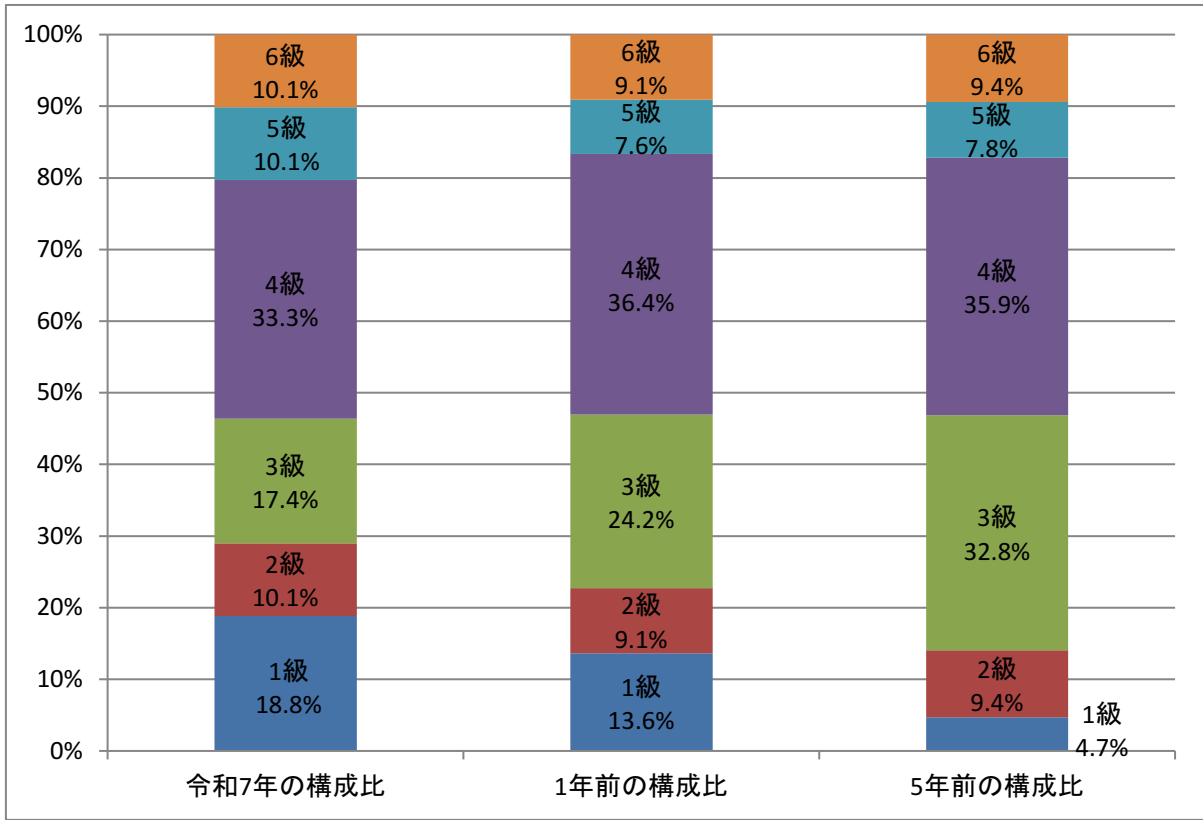
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

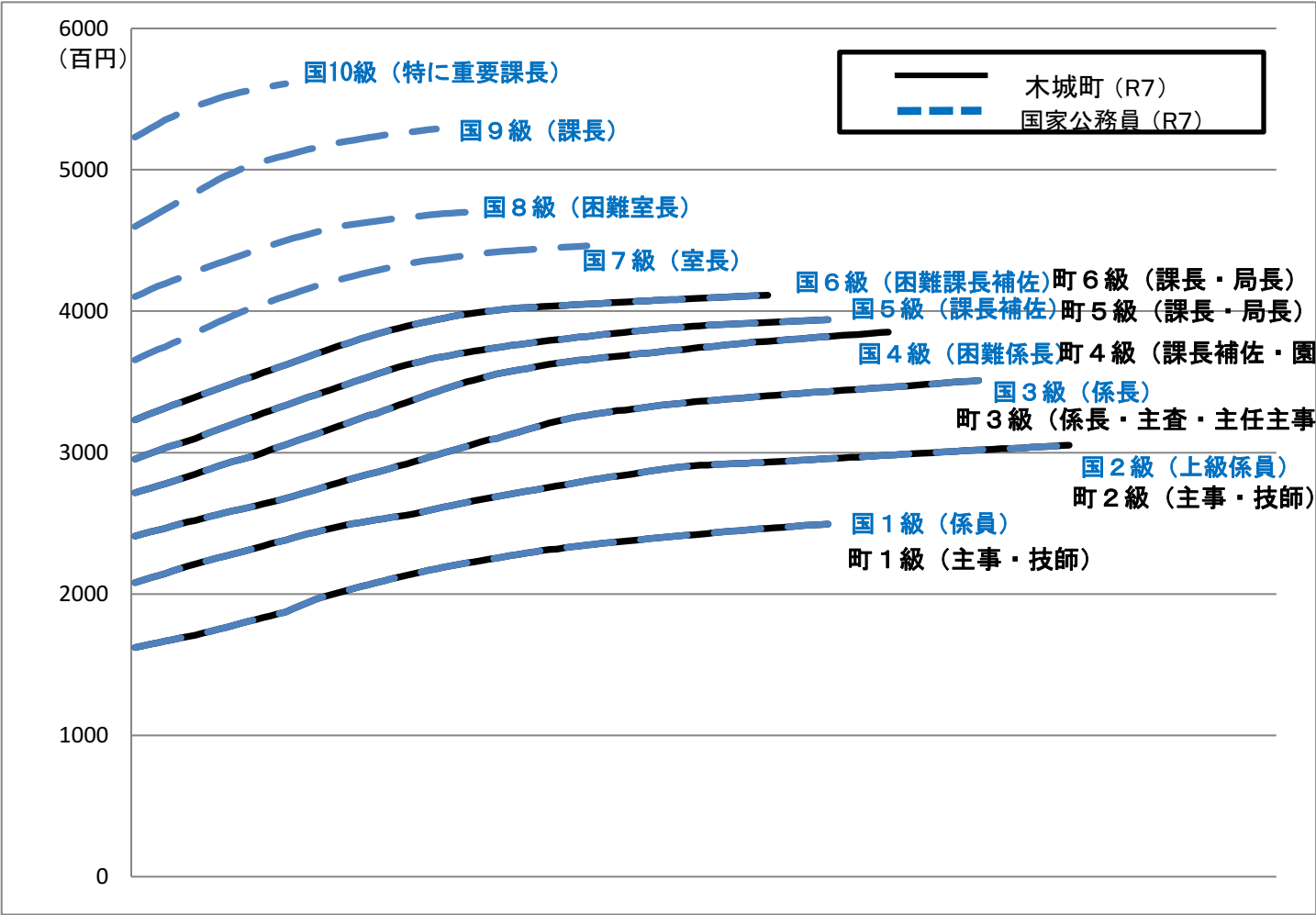
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事、技師	人 13	% 18.8	円 183,500	円 258,100
2 級	主事、技師	人 7	% 10.1	円 230,000	円 308,500
3 級	係長、主査、主任主事、主任技師	人 12	% 17.3	円 265,300	円 354,700
4 級	保育園長、課長補佐、主幹	人 23	% 33.3	円 298,800	円 389,300
5 級	課長、局長、専門監、主幹	人 7	% 10.1	円 321,300	円 398,200
6 級	課長、局長	人 7	% 10.1	円 355,200	円 415,700

(注) 1 木城町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

↑ここまで入力



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一))(令和7年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（木城町）

令和7年4月2日から令和8年4月1日までににおける運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○		○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分		○		
	標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

木城町				宮崎県				国			
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,760 千円				1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,656 千円				—			
(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)				(令和6年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分		2.50 月分		2.10 月分	
(1.4) 月分		(1.0) 月分		(1.4) 月分		(1.0) 月分		(1.4) 月分		(1.0) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%				職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%			

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（木城町）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
	上位、標準、下位の成績率	○			
	上位、標準の成績率				
	標準、下位の成績率		○		
	標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				○	
活用予定時期				令和6年度	

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

木城町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職は特例措置 (割増率2%～45%)			定年前早期退職は特例措置 (割増率2%～45%)		
1人当たりの平均支給額	236千円	19,426千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

該当なし

(令和7年4月1日現在)

支給実績(令和6年度決算)			0千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和6年度決算)			0千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
	%	人	%
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)			()

(4) 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0.0 %	
手当の種類（手当数）				
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和5年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業特殊勤務手当	防疫作業従事者	感染症防疫作業	0 千円	1日につき500円
家畜伝染病防疫作業特殊勤務手当	防疫作業従事者	感染症防疫作業	0 千円	1日につき500円
死体処理作業特殊勤務手当	死体処理従事者	死体処理	0 千円	1日につき2,000円
災害応急作業等特殊勤務手当	災害応急作業等従事者	災害応急作業	0 千円	1日につき500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和6年度決算）	13,921 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	178 千円
支給実績（令和5年度決算）	13,885 千円
職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	178 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（令和6年度決算）	支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和6年度決算）
扶養手当	配偶者月額10,000円等支給	同		12,072 千円	280,744 円
住居手当	月額12,000円以上の家賃に対し支給	同		4,176 千円	198,857 円
通勤手当	片道2キロ以上に支給	同		4,168 千円	88,681 円
管理職手当	課長級に対して支給			4,692 千円	335,143 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区分			給料		月額		等	
給料	町長	副町長	704,000 円 (円)	(参考)類似団体における最高/最低額				
				846,800 円/		528,000 円		
報酬	議長	副議長	303,000 円 (円)	400,000 円/		203,000 円		
				225,000 円 (円)	314,000 円/		130,000 円	
					211,000 円 (円)	290,000 円/		109,000 円
期末手当	町長	副町長	(令和6年度支給割合)					
			3.50 月分		役職加算15%			
退職手当	町長	副町長	(令和6年度支給割合)					
			3.50 月分		役職加算15%			
退職手当	町長	副町長	(算定方式)	(1期の手当額)		(支給時期)		
			704,000円 × 48月 × 0.417	1,409 万円		任期毎		
			562,000円 × 48月 × 0.248	669 万円		任期毎		
	備考							

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
2 退職手当の「1 期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1 期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

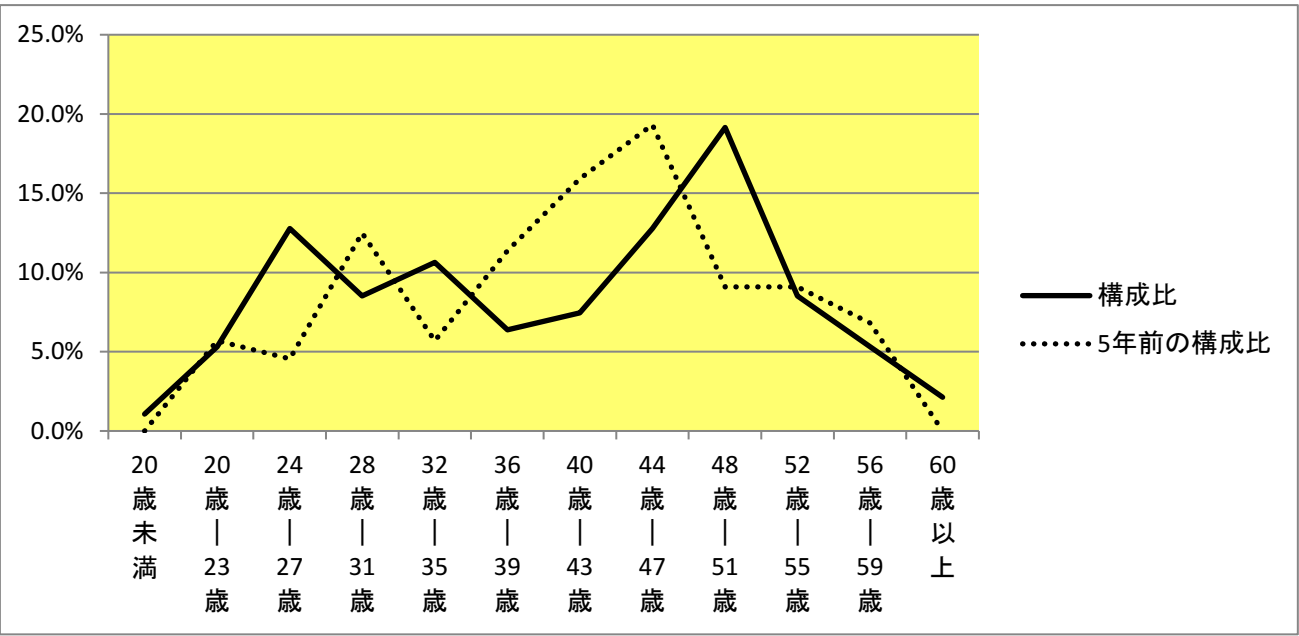
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

部 門 \ 区 分			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和7年	令和6年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	3	3	0	育児休業者総務財政課付からの職場復帰
		総務・企画	27	28	△ 1	
		税務	6	6	0	育児休業者の職場復帰
		民生	15	14	1	
		衛生	5	5	0	業務の兼務
		農林水産	12	12	0	
		商工	0	1	-1	
		土木	5	5	0	
	計	73	74	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 155.06人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 207.64人)	
	教育部門	10	9	1	欠員補充	
消防部門						
公営企業等	会計部門	水道	2	2	0	介護保険事業強化のため増員
		下水道	1	1	0	
		その他	8	6	2	
		小計	11	9	2	
合計			94	92	2	<参考> 人口1万人当たり職員数 199.66人
			[110]	[110]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	5人	12人	8人	10人	6人	7人	12人	18人	8人	5人	2人	94人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

区分 部門	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	R7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	67	69	68	72	74	73	6 (9.0%)
教育	10	10	10	10	9	10	0 (0.0%)
普通会計	77	79	78	82	83	83	6 (7.8%)
公営企業等会計	11	10	10	9	9	11	0 (0.0%)
総合計	88	89	88	91	92	94	6 (6.8%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

本町において、地方公営企業法を全部適用する公営企業は該当がない。